

令和8年第4回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和8年度高松市一般会計補正予算（第1号）

現計予算額	192,800,000千円
補正額	598,381千円
補正後	193,398,381千円

2 令和8年度高松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	9,172,779千円
補正額	2,435千円
補正後	9,175,214千円

3 令和8年度高松市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	411,497千円
補正額	8,875千円
補正後	420,372千円

4 令和8年度高松市下水道事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	24,374,954千円
補正額	16,353千円
補正後	24,391,307千円

5 高松市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、令和9年度分以降の固定資産税を課さないこととする課税標準となるべき額の上限を、家屋及び償却資産についてそれぞれ引き上げる等のため、改正するもの

公布の日から施行
(1)イ～エは
R9. 1. 1から施行
(2)アはR9. 4. 1から施行
(1)カはR10. 1. 1から施行

(1) 市民税

- ア 個人に対して課する所得割の課税標準について、特定配当等のうち大口株主等以外の者が支払を受けるものは総所得金額から除外せずに算定することとするもの
- イ 所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の要件を満たす特定配偶者又は扶養親族等を有する者は、個人の市民税に係る扶養親族等申告書を提出しなければならないこととするもの
- ウ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のうちスイッチOTC医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するもの
- エ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長するもの
- オ 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する課税の特例の適用期限を3年延長するもの
- カ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、必要となる読み替え規定を加えるもの
- キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡した土地等がその譲渡の時において地すべり防止区域等内に存する場合には、優良住宅地等のための譲渡等に該当しないものとみなすこととするほか、当該課税の特例の適用期限を3年延長し、令和11年度までとするもの

(2) 固定資産税

- ア 固定資産税を課さないこととする課税標準の額の上限を家屋にあつては20万円から30万円に、償却資産にあつては150万円から180万円にそれぞれ引き上げるもの。土地については30万円に変更なし。
- イ 特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、参酌するものとして国が示す割合を踏まえ、次の（ア）から（ウ）までの区分に応じ、固定資産税額の課税標準となるべき価格に乗じる割合（次のウにおいて「特例率」という。）を、それぞれ次のように定めるもの
 - （ア）太陽光を電気に変換するもので、国産再生可能エネルギーであるペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光設備

2分の1

(イ) 風力を電気に変換するもので、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく洋上風力発電設備

5分の3

(ウ) 風力を電気に変換するもので、港湾法に基づく洋上風力発電設備並びに地球温暖化対策の推進に関する法律及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく陸上風力発電設備

3分の2

ウ 国の補助を受けてバリアフリー改修が行われた施設に係る固定資産税の減額措置の対象を、不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者、障がい者等が利用する移動等円滑化が特に必要な施設である特別特定建築物全般とするなど、幅広くバリアフリー化を促すよう見直され、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の対象とされたこと及び参酌するものとして国が示す割合を踏まえ、本市における特例率を3分の1と定めるもの

6 高松市固定資産税不均一課税条例の一部改正について

〔 公布の日から施行し、
R 8. 4. 1 から適用 〕

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の税率の特例を受けようとする場合に必要となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を2年延長する等のため、改正するもの

(1) 地域再生法に係る特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率の適用を受けようとする地域再生法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を2年延長し、令和10年3月31日とするもの

(2) 固定資産税の税率の特例の対象とする減価償却資産を明確に規定するもの

7 高松市介護保険条例の一部改正について

〔 公布の日から施行し、
R 8. 4. 1 から適用 〕

令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の見直しの影響を鑑み、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の特例減免について定めるため、改正するもの

(1) 令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の特例減免について定めるもの

8 高松市健やか子ども基金条例の廃止について

〔 公布の日から施行 〕

その財源としていた第3期かがわ健やか子ども基金事業の期間が令和7年度末をもって終了したことを受け、高松市健やか子ども基金を廃止することに伴い、廃止するもの

- (1) 第3期かがわ健やか子ども基金事業が令和8年3月31日でその期間を終了したことを受け、高松市健やか子ども基金を廃止することに伴い、この条例を廃止するもの

9 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正について

〔 公布の日から施行
(1)ウはR8. 12. 25
から施行 〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、認定こども園の職員の配置基準等を見直すため、改正するもの

- (1) 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正

ア 認定こども園において、満3歳以上の子どもで編成する一の学級の子どもの数を次のように変更するもの

現 行		改正後
35人以下	→	30人以下

イ 保育に従事する者は、1人に限り特定理学療法士等をもって代えることができるものとし、職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を定めるもの

ウ 認定こども園の設置者は、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他必要な措置を講じなければならないものとするもの

エ 認定こども園に置かなければならない保育士に代わることができる者になれないものに、現に当該認定こども園において主務養護教諭として従事している者を加えるもの

オ 看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが、保育士に代わる者として保育を行う場合には、当該看護師等が保育士による支援を受けられる体制を確保しなければならないこととするもの

- (2) 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

ア 満3歳以上満4歳未満クラスの配置基準の適用猶予期限を令和10年3月31日までと定めるもの

10 高松市食品衛生法施行条例の一部改正について

〔 R 8 . 7 . 1 から施行 〕

香川県の許可申請手数料の額との均衡を図るため、改正するもの

(1) 次の営業の継続許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定するもの

ア 魚介類販売業における自動車による移動営業

現 行	改正後
6, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円

11 高松市屋島山上観光駐車場条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

屋島の山上を訪れる観光客等の増加により発生が見込まれる渋滞の対策として将来的に実施すべき対応策の策定に必要なデータを収集する実験を実施するため、改正するもの

(1) 実証実験に係る、積載物を含め、長さ5.5メートル、幅2メートル以下の自動車1台について、駐車場1日1回の利用に係る利用料金の上限額の特例として次のように定めるもの

通常時	実証実験時
3 0 0 円	8, 0 0 0 円

12 高松市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

〔 R 8 . 9 . 2 4 から施行 〕

地方自治法の一部改正に伴い、改正するもの

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、次の条例において引用条項の整備をするもの

ア 高松市下水道事業の設置等に関する条例

イ 高松市病院事業の設置等に関する条例

ウ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例

エ 高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

13 財産の取得について

災害対応特殊消防ポンプ自動車（常備）を取得するもの

(1) 契約の方法 一般競争入札

(2) 契約金額 73, 700, 000円

(3) 契約の相手方 株式会社福島商会

14 財産の取得について

消防ポンプ自動車（非常備）を取得するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 58,960,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社岩本商会

15 財産の取得について

高度救命処置用資機材（高規格救急自動車用）を取得するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 57,750,000円
- (3) 契約の相手方 尾路医科器械株式会社

16 財産の取得について

高規格救急自動車（シャシ）を取得するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 56,875,500円
- (3) 契約の相手方 香川トヨタ自動車株式会社

17 工事請負変更契約の締結について

令和5年9月11日公告の重要文化財披雲閣本館（大書院）耐震補強等工事の工事請負契約については、その予定価格が1億5千万円未満のため、議会の議決に付す必要のない契約であったが、請負代金額を変更する必要性が生じ、変更後の当該額が1億5千万円以上となるため、議会の議決を求めるもの

- (1) 当初契約時の 一般競争入札
契約の方法
- (2) 契約金額 現契約金額 146,499,100円
変更後の額 178,615,800円
- (3) 契約の相手方 株式会社香西工務店

18 訴えの提起について

母子福祉資金貸付金の償還等を求めるため、訴えを提起するもの

- (1) 請求の趣旨
 - ア 被告となるべき者に対して貸付けを行った母子福祉資金のうち、償還未済額の金1,936,400円を支払うこと
 - イ 訴訟費用は被告となるべき者の負担とすること

19 事業契約の締結について

香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業における事業契約を締結するもの

- (1) 事業名 香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業
- (2) 契約の目的 香南地域の道の駅及びその周辺施設等の改修並びに当該改修した施設等の維持管理及び運営
- (3) 契約の方法 随意契約
- (4) 契約金額 510,884,000円
- (5) 契約の相手方 次の2者を構成員とする事業者
株式会社創裕
株式会社木村建設

20 議決の変更について

令和7年9月26日に議会の議決を経た高松市道路等照明灯LED化ESCO事業業務委託契約の締結について、対象となる照明灯についての詳細な現地調査の結果、電力柱に共架している照明灯の一部について、現行の設置基準に基づく電線等との離隔距離を確保するため、適切な位置に移設する必要があること、一部の地下道内にある照明灯をLED化するためには照明器具一式をLEDに適合したものに変更する必要があること等が判明したことから、業務委託の内容を変更することとなり、契約金額を変更するもの

	変更前	変更後
・契約金額	1,005,070,000円	→ 1,051,254,270円

(報告)

- 1 令和7年度高松市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和7年度高松市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰越明許費繰越計算書
- 3 令和7年度高松市食肉センター事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 令和7年度高松市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 5 令和7年度高松市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 6 令和7年度高松市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 7 令和7年度高松市下水道事業会計予算繰越計算書